

宋代における九鈷杵・九鈷鈴の意図と用途

徳重弘志

1. 問題の所在

九鈷杵・九鈷鈴という一対の密教法具は、金剛杵・金剛鈴の一形態であり、日本・中国・チベット・ネパールといった後期密教經典が伝播した地域において、儀礼の際に用いられてきた。管見のおよぶ限りでは、九鈷杵・九鈷鈴の意図と用途を主題とした先行研究は存在せず、金剛杵や金剛鈴に関する研究の一環として言及されているにすぎない。

九鈷杵に関しては佐和隆研編1975『密教辭典』法藏館：141に、九鈷鈴に関しては頼富 [1988: 27-28] に、それぞれ概要が記されている。その内容を整理すると、①両法具の典拠は『一切如來大祕密王未會有最上微妙大曼寧羅經』(T 889. 以下、『微妙經』) であり、②両法具の用途は「大威德明王の修法」(調伏法や勝軍法)⁽²⁾ であり、③両法具はチベットやネパールでは現在でも用いられており、④両法具には脇鉢を龍形にした九頭龍杵・九頭龍鈴という特殊な形態が存在する、ということになる。

さて、『微妙經』は、天息災によって987年（宋代）に翻訳された密教經典である。同經典は漢訳のみが現存しており、当該の經典に対する注釈書に関しては存在が確認されていない。また、同經典の「鈴杵相分出生儀則品」には、金剛杵 (T 889, 18: 556c8-9. 若復作九股上下猛焰相。此是忿怒金剛杵。) と金剛鈴 (556c14-15. 其上面杵或九股。是忿怒變化明王鈴。) の形状の意図に関する記述が存在する。このように、九鈷杵（忿怒金剛杵）は忿怒尊と、九鈷鈴（忿怒变化明王鈴）は忿怒尊や明王と、それぞれ関連付けられているが、当該箇所では具体的な尊格名が挙げられてはおらず、いずれの忿怒尊や明王と関連性を有するのかは明らかではない。

ここで問題となるのは、先行研究においては九鈷杵・九鈷鈴は「大威德明王の修法」の際に用いられる法具であると規定されていたが、『微妙經』には両法具を用いる修法に関する記述は存在しておらず、両法具の九つの鉢が何を象徴しているの

かについても記されてはいないという点である。⁽³⁾

他方、チベットにおける九鉢杵・九鉢鈴に関しては、北村 [2021: 514–517] による先行研究が存在するが、両法具の用途については言及されておらず、「大威徳明王の修法」とも関連付けられてはいない。また、九鉢杵の意図に関しては、Klong rdol bla ma Ngag dbang blo bzang (1719～1805年) の著書を根拠として、九鉢が「五如来」と「四仏母」を表しているという説が提示されているが、どの經典に基づく「五如来」と「四仏母」の構成を意図しているのかは不明である。さらに、九鉢鈴の意図に関しては、あるリンポチエからの聞き取り調査を根拠として、九鉢が「九乘」を表しているという説が提示されているが、「九乘」とはニンマ派に特有の概念であり、それが中世の中国や日本にも影響を与えていたとは考え難い。

続いて、日本の場合には、国内で製造された九鉢杵・九鉢鈴の作例は発見されていないが、宋・元・明代の両法具が伝来しており、それらの中には脇鉢を龍形にした九頭龍杵・九頭龍鈴という特殊な形態も含まれている。一例として、奈良国立博物館 [1993] には九鉢杵 (Nos. 280–291) と九鉢鈴 (Nos. 132–139) に関する図版⁽⁴⁾と解説⁽⁵⁾とが掲載されているが、No. 136の元～明代の銅九鉢鈴（口絵3）は、九頭龍鈴の代表的な作例の一つである。

ここで重要なのは、龍と関係する密教儀礼は、通常は「祈雨法」だという点である。⁽⁶⁾この考えが妥当であるとするならば、両法具の用途は「大威徳明王の修法」（調伏法や勝軍法）に限定されるものではないということになる。しかし、先述したように日本では『微妙經』が両法具の典拠と目されているが、同經典には両法具と「大威徳明王の修法」を関連付ける記述が存在しないだけではなく、「祈雨法」に関する記述も存在しない。そのため、両法具を用いる修法の典拠に関しては、再検討を行う余地が存在する。

本稿では、漢訳經典や中国で撰述された文献に基づいて九鉢杵・九鉢鈴について検討を行うことにより、両法具を用いる修法が中国に伝播した最初の時代、すなわち、宋代における両法具の意図と用途について解明することを目的としている。

2. 漢訳經典における九鉢杵・九鉢鈴の用例

『大正新脩大藏經』所収の經典・儀軌のうち、「九鉢」や「九股」という用語に言及しているのは、『微妙經』、『一切如來金剛三業最上祕密大教王經』(T 885. Skt. *Guhyasamājatantra*. 以下, GS)、『大悲空智金剛大教王儀軌經』(T 892. Skt. *Hevajratantra*. 以下, HV) という宋代 (960～1279年) に翻訳された三つの密教經

典のみである。これらのうち、『微妙経』は天息災によって987年に、GSは施護によって1002年に、HVは法護によって1054年に、それぞれ漢訳されている。⁽⁷⁾

第一に、『微妙経』における用例については前掲した通りであり、九鉢杵への言及が1箇所、九鉢鈴への言及が1箇所、それぞれ存在している。

第二に、GSにおける用例（[Skt.] GS 3.8-9; Matsunaga 1978: 12 ll. 8-11. [漢訳] T 885, 18: 473a6-9⁽⁸⁾）については、以下のように九鉢杵への言及が1箇所のみ存在している。なお、当該箇所は、「五仏の像容」に関する文章の一部である。⁽⁹⁾

jāmbūnada-prabhākāram buddhamegha-samākulam |
ratna-hastam vibhāvitvā jvālā-megham samantataḥ || 8
marakata-prabhākāram vajrajvālā-vibhūṣitam |
navaśūlam mahāvajram pāṇau tasya vibhāvayet || 9

闇浮檀金のように輝く姿を有し、仏の雲によってあまねく取り囲まれ、宝珠を手に持つ〔宝幢如来〕を観想してから、炎の雲にあまねく〔取り囲まれ〕、エメラルドのように輝く姿を有し、金剛炎によって飾られ、その手に九鉢の偉大なる金剛杵を持つ〔不空成就如来を〕観想すべきである。

第三に、HVにおける用例（[Skt.] HV II. xi. 3; Snellgrove 1959, Part II: 98 ll. 2-3; Farrow and Menon 1992: 289 ll. 10-11. [漢訳] T 892, 18: 601a29-b1）については、以下のように九鉢杵への言及が1箇所のみ存在している。なお、当該箇所は、「五部族」に関する文章の一部である。⁽¹⁰⁾

anāmikā-mūle yasya striyo vā puruṣasya vā |
navaśūkam bhaved vajram Akṣobhya-kulam uttamam || 3
薬指の付け根に九鉢の金剛杵を〔持つ〕男女は、至高の阿闍〔如来〕の部族に属するであろう。

以上が、GSとHVにおける九鉢杵の用例であるが、前者は不空成就如来の持物についての単なる解説であり、後者は阿闍如来の部族に属する者の特徴を述べているにすぎず、いずれも九鉢杵が特定の修法とは関連付けられていない。

さて、『微妙経』、GS、HVといった漢訳経典自体には九鉢杵・九鉢鈴の意図と用途に関する記述が存在してはいないので、両法具を用いた修法を理解するために

は、これら三つの經典に言及する中国と日本の学僧たちの著作を調査する必要性が存在する。

第一に、『微妙經』(987年に漢訳)に言及する「中國人が撰述した文献」は、『瑜伽燄口註集纂要儀軌』(X 1084, 紹遼, 宗派不詳, 1675年)⁽¹³⁾のみであるが、九鉢杵・九鉢鈴の箇所を引用している訳ではない。他方、同經典に言及する「日本人が撰述した文献」は、『鵝珠鈔』(『真言宗全書』36に所収, 心覚, 真言宗, 1178年), 『溪嵐拾葉集』(T 2410, 光宗, 天台宗, 1348年), 『大日經疏演奧鈔』(T 2216, 果宝・賢宝, 真言宗, 1398年), 『大日經住心品疏私記』(T 2219, 曇寂, 真言宗, 1729年), 『金剛頂大教王經私記』(T 2225, 曙寂, 真言宗, 1732年)という五つであるが、九鉢杵・九鉢鈴の意図と用途の解明には資さない。

第二に、GS(1002年に漢訳)に言及する「中國人が撰述した文献」は、『瑜伽燄口註集纂要儀軌』⁽¹⁸⁾のみである。他方、同經典に言及する「日本人が撰述した文献」は、『大日經疏演奧鈔』と『金剛頂大教王經私記』のみである。しかし、これらの文献は、GSにおける九鉢杵の箇所を引用してはいないため、同法具の意図と用途の解明には資さない。

第三に、HV(1054年に漢訳)に言及する「中國人が撰述した文献」は、『法海觀瀾』(B 131, 智旭, 天台宗, 1654年), 『瑜伽燄口註集纂要儀軌』⁽²⁰⁾, 『地藏菩薩本願經科注』(X 384, 靈叡[清代], 天台宗, 年代不詳)⁽²¹⁾という三つであるが、九鉢杵の箇所を引用している訳ではない。他方、同經典に言及する「日本人が撰述した文献」は、『參天台五臺山記』(B 174, 成尋, 天台宗, 1073年)と『金剛頂大教王經私記』のみである。このうち、『金剛頂大教王經私記』は、HVにおける九鉢杵の箇所を引用してはいないため、同法具の意図と用途の解明には資さない。これに対して、『參天台五臺山記』には、HVにおける九鉢杵の記述と、宋における実際の儀礼とを関連付ける極めて重要な記述が存在する。そこで本稿では、当該の文献の記述について検討を行うことにしたい。

3. 『參天台五臺山記』における九鉢杵・九鉢鈴の用例

天台宗の高僧である成尋(1011/1013~1081年)は、延久四年(宋・熙寧五年, 1072年)に聖跡巡拝を目的として入宋し、翌年に善慧大師の号を授かり、皇帝(神宗)の慰留により宋に留まり客死した人物である。<『參天台五臺山記』(以下、『參記』)は、1072年3月から1073年6月にかけて成尋が執筆した旅行記であり、1073年に弟子に託して日本へ送り届けられた。先述したように、『大正新脩大藏經』等

に収録されている中国人の僧侶の著作には、九鉢杵や九鉢鈴に言及するものは存在しない。そのため、『參記』こそが、中国における九鉢杵・九鉢鈴を用いた儀礼に言及する最古にして唯一の史料なのである。

さて、『參記』における九鉢杵・九鉢鈴の用例（王2009: 644 ll. 4-11）⁽²⁵⁾は、1073年3月27日付の日記の中で、前掲したHVの記述を部分的に引用しつつ、以下のように記されている。なお、この年は、HVを漢訳した法護（963～1058年）の死からわずか15年後であり、現地にはインド人の僧侶も滞在していたことから、この時期であれば後期密教に関する正確な知識が中国でも維持されていたと推測することができる。

廿七日庚午 天晴。【中略】披佛說大悲空智金剛大教王儀軌第一，五卷本也，至和元年進。有五種念珠，時用不同，最要事也。此軌云：「如九鉢杵。」而內中祈雨之時，道場衆中，省賢闍梨修千手供養法，其作法全異常徒，所用九鉢杵、⁽²⁶⁾九鉢鈴，鈴中鑄付八大忿怒尊形。又廿四日，相國寺佛牙供養，闍梨作法如後苑。奇思之間，見九鉢文，大略新譯說耳，念誦之間，無間斷振鈴，以杵輪轉，或當額上下異常。

以上のように、成尋は1073年3月27日にHV（1054年に漢訳）⁽²⁷⁾を読み進めるうちに、同經典の「如九鉢杵」⁽²⁸⁾という記述に目を留め、同月に参加した二つの儀式について回想している。すなわち成尋は、①同月2～12日に「内中」（開封宮城）の瑤津亭で開催された「祈雨法」に参加した際に、清天寺の「省賢」という阿闍梨が九鉢杵・九鉢鈴を用いていたことや、②同月24日に「相國寺」での「佛牙供養」に出席した際にも、「後苑」の瑤津亭での祈雨法と同様に阿闍梨（省賢）⁽²⁹⁾が両法具を用いていたことを思い出し、それらの作法がHVとおおよそ一致すると述べている。さらに成尋は、「省賢」の九鉢鈴には「八大忿怒尊形」が鑄付けられていたことを指摘する。しかし、ここで問題となるのは、HVには「八大忿怒尊」（以下、八大明王）が登場しないため、当該の法具の典拠とはなり得ないことである。

さて本稿は、宋代における九鉢杵・九鉢鈴の意図と用途について解明することを目的としている。このうち、両法具の用途に関しては、『參記』を典拠として、「祈雨法」と「佛牙供養」の際に用いられていたことが確定した。ただし、同文献には、両法具を「大威德明王の修法」と関連付ける記述は存在しない。

他方、両法具の意図に関しては、『參記』には直接的な記述は存在しないものの、

同文献の「八大忿怒尊形」という語句が大きな手掛かりとなる。周知の通り、「八大明王」には、様々な組み合わせが存在している。管見のおよぶ限りでは、『参記』における「八大明王」の構成や典拠に言及する研究者は、藤善氏と齊藤氏のみである。⁽³²⁾ 具体的には、藤善 [2011: 395 n. 7] は「忿怒尊は忿怒持明王ともいい、明王部の諸尊とりわけ馬頭尊、月麁尊などの明王をいう」と、齊藤 [2015: 240-241 n. 92] は「八大忿怒には諸説あるが、不動・月麁・馬頭などが挙げられる」と、それぞれ主張しているが、典拠については言及していない。

さて、『参記』における「八大明王」への言及箇所は、上掲した1073年3月27日付の日記のみである。しかしながら、同文献における1073年3月9日付の日記の中には、「祈雨法」を終えた後も宮中に留まっていたが、瑠津亭内の拝観が許可され、そこで「十大明王」の画像を見たという記録が残されている。ただし、その尊名と尊容について言及されているのは、「降三世」・「軍荼利」・「吒紂」・「不動尊」・「大輪」・「大力」という六尊のみである。さらに、三崎 [1992: 89-90] が指摘しているように、同文献における1073年3月23日付の日記の中には、「尉氏縣一（原注）南のかた〔都〕城を去ること九十里とのこと一の興國寺孟禪院主の寶乘和尚が、定照大師と來坐される。定照大師が云われるには「常に『法華經』・『孔雀〔經〕』・『瑜伽教〔經〕』・十大明王真言を念ずる人である」とのこと」（藤善2011: 376）という記述が存在する。

管見の限りでは、『参記』における「十大明王」について言及しているのは、三崎・藤善・齊藤の三氏のみである。まず、三崎 [1992: 88-91] は「十大明王」の構成や典拠には言及しておらず、『参記』の記述の紹介に留まっている。次に、藤善 [2011: 332-333 n. 8, 380-381 n. 23] では、「十大明王」の構成に関する一般論が説明されているが、『参記』における「十大明王」の構成や典拠に関しては言及されていない。続いて、齊藤氏は、3月9日付の日記における「十大明王」については一般論を説明するだけであるが（Cf. 齊藤2015: 109 n. 123）、3月23日付の日記における「十大明王真言」に関しては、『幻化網大瑜伽教十忿怒明王大明觀想儀軌經』（T 891. 以下、『十忿怒經』）が典拠であると主張した上で、「十大明王」の構成に言及している（Cf. 齊藤2015: 224-225 n. 47）。しかしながら、『十忿怒經』と『参記』とでは、「十大明王」の名称が異なっているため、典拠とはなり得ない。⁽³³⁾

ここで考慮すべきなのは、宋代においては宮中での「祈雨法」や、相國寺での「佛牙供養」の際に、「八大明王」が鑄付けられた九鉢鈴が用いられていたことがある。前掲した『微妙經』において、九鉢鈴が「忿怒変化明王鈴」と呼ばれていた

ことからも、宋代における「八大明王」や「十大明王」は九鉢杵・九鉢鈴に言及する經典と密接に結びついている可能性が存在する。先述したように、両法具に言及する經典は、『微妙經』、GS、HV という三つであるが、これらの經典の中で「十大明王」が説かれているのは GS のみである。そして、GS 第13章と『參記』とでは、³⁶⁾「十大明王」の名称が共通している。そのため、瑤津亭に存在した「十大明王」の画像の典拠は、GS であると推定することができる。ただし、GS 自体には「九大明王」や「十大明王」は説かれているが、「八大明王」は説かれておらず、その上、明王と九鉢杵・九鉢鈴とを関連付ける記述も存在しないという問題点が存在する。

そのため、『瑜伽大教王經』(T 890. Skt. *Māyājālatantra*. 以下、MJ) には「八大明王」が説かれていることから、この法賢によって995年に漢訳された經典が「八大明王」が鑄付けられた九鉢鈴の典拠である可能性も想定できる。しかし、MJ には「十大明王」が説かれておらず、³⁷⁾その上、『參記』とは明王の構成が異なるという大きな問題点が存在する。

さて、以上の三つの經典（『十忿怒經』、GS、MJ）と『參記』とにおける明王の名称を比較したものが、以下³⁸⁾の「表1」である。ここで注目すべき点は、『參記』における「軍荼利」・「大輪」・「降三世」という尊格名と対応するのは、三つの經典の中では GS 第13章のみという点である。周知の通り、「甘露軍擎利」と「尾覲難得迦」や、「降三世」と「送婆」は、同一の尊格を指しているのであるが、『參記』の著者である成尋が瑤津亭で目にしたのは「十大明王」の画像に記された銘文であ

表1 関連文献における明王の名称

『參記』	GS 第13章	『十忿怒經』	MJ 第2章
	① 焰鬱得迦	① 焰鬱得迦	① 焰鬱得迦
	② 無能勝	② 無能勝	② 鉢囉研得迦
	③ 馬頭	③ 鉢訥鬱得迦	③ 鉢訥鬱得迦
軍荼利	④ 甘露軍擎利	④ 尾覲難得迦	④ 尾覲難得迦
吒紇	⑤ 吒枳	⑥ 吒枳	⑥ 吒枳
大力	⑥ 大力	⑧ 大力	⑧ 大力
	⑦ 倭羅難擎	⑦ 倭羅難擎	⑦ 倭羅難擎
不動尊	⑧ 不動尊	⑤ 不動尊	⑤ 不動尊
大輪	⑨ 大明輪	⑩ 噩日囉播多羅	
降三世	⑩ 降三界	⑨ 送婆	

ろうから、漢字表記が一致するか否かは典拠の特定に繋がる重要な情報だと判断することができる。

4. 『八大明王儀軌』における九鉢杵・九鉢鈴の用例

先述したように、GS自体には「八大明王」は説かれておらず、明王と九鉢杵・九鉢鈴とを関連付ける記述も存在してはいない。ここで注目すべきなのが、敦煌から出土したチベット語で記された『八大明王儀軌』の存在である。この文献は、敦煌が吐蕃（7～9世紀）によって占領されていた時代に成立しており、「ジュニヤーナパーダ流」や「聖者流」とは内容が一致しないため、GSのより古い伝統を保存したものと目されている。⁽³⁹⁾ この儀軌では、中尊である六臂の「金剛智慧薩埵」⁽⁴⁰⁾（阿閦如来）が、右手に九鉢杵・剣・輪を、左手に九鉢鈴・宝珠・蓮華を、それぞれ持っている。さらに、この中尊を取り巻くのは、四仏（法薩埵・金剛羯磨薩埵・毘盧遮那金剛薩埵・金剛宝薩埵）⁽⁴¹⁾と、「八大明王」なのである。

さて、前述したように『微妙經』（987年に漢訳）においては、九鉢杵が「忿怒金剛杵」と、九鉢鈴が「忿怒變化明王鈴」と、それぞれ説明されていた。また、『參記』（1072～1073年に執筆）では、「八大明王」が鑄付けられた九鉢鈴の存在が報告されている。これらの情報と、『八大明王儀軌』では九鉢杵・九鉢鈴を持物とする中尊がGS系統の「八大明王」によって取り巻かれていることを考慮すると、当該の法具の九鉢は「阿閦如来と八大明王」を表現することを意図していると推測することができる。この考えが妥当であるとするならば、『八大明王儀軌』の内容は、⁽⁴²⁾11世紀までには敦煌を経由して中国に伝播していたことになる。

これに関連して、冒頭で言及したNo. 136の銅九鉢鈴（口絵3）について、奈良国立博物館〔1993: 59〕は「把の中央鬼目は複合花文につくり、その上下に各四面の鬼面をあらわしている」や「肩上には対葉花弁を四葉重弁式につけて主弁には種子を、間弁には四仏を薄肉に鋳出す。鈴身の上帯から中帯にかけては瓔珞文の間に四仏を配し」と解説している。しかし、これまでに考察した内容を踏まえると、把にある八つの面は「八大明王」を、肩上や鈴身の四仏は「GSの四如來」を、それぞれ表現している可能性が存在する。

5. 九鉢杵・九鉢鈴を用いる修法の典拠

最後に残された問題は、宋代の僧侶が、九鉢杵・九鉢鈴を「祈雨法」と「佛牙供養」の際に用いた根拠である。これについては、GS第14章では「九大明王」が説

かれているのであるが、同章では各々の明王が個々の修法と関連付けられており、「祈雨法」の際には以下のように「大力明王」の明呪（[漢訳] T 885, 18: 490c20-491a13. [Skt.] Matsunaga 1978: 64 ll. 10-18）を唱えることになっている。

爾時世尊阿閦金剛如來。卽入普雲吉祥三摩地。從定出已。以金剛三業。說此大力大忿怒明王大明曰

【中略】

說此大明時。所有一切大力龍衆皆悉驚怖。咸各思念三身金剛。而此大明若持誦相應者。卽得成就一切事業。若亢旱時。依法誦此大明卽能降雨。隨諸境界皆得滿足

以上のように GS 第14章には、阿閦如来が「普雲吉祥三摩地」に入ってから「大力明王」の明呪を唱えると、龍たちが恐怖するので、旱魃の時に雨が降ると明記されている。先述したように、元～明代には脇鉢を龍形にした九頭龍杵・九頭龍鈴という特殊な形態の法具が存在するが、それらは「祈雨法」という用途に特化した九鉢杵・九鉢鈴として作成されたものであり、その典拠は GS 第14章であると推定することができる。

続いて、「佛牙供養」に関しては、それを明呪の利益として明示する箇所は存在していない。ただし、GS 第14章における「九大明王」のうち、焰鬱得迦（大威德）・甘露軍擎利・無能勝・彌羅難擎・大力という五尊に関しては、明呪の利益に「卽能成就一切事業」や「悉能成就種種事業」といった文言（T 885, 18: 489a28, 489b19, 489c2-3, 490c19, 491a12）が含まれている。そのため、「一切事業」の中に「佛牙供養」が含まれると解釈することが許されるのであれば、当該の修法は上記の五尊のいずれかと関係性を有することになる。

さらに、本稿の冒頭で解説したように、日本では「大威德明王の修法」（調伏法や勝軍法）の際に、九鉢杵・九鉢鈴が用いられている。ここで問題となるのは、GS 第14章における「焰鬱得迦明王」（大威德明王）の修法（[Skt.] Matsunaga 1978: 61 ll. 8-26. [漢訳] T 885, 18: 488c21-489b1）は、「調伏法」ではなく「鉤召法」だという点である。ただし、当該箇所の明呪には「あらゆる悪者を調教するものよ」⁽⁴⁴⁾（sarvaduṣṭādamaka）や「あらゆる悪者の生命を奪う者よ」（sarvaduṣṭaprāṇahārīne）といった文言が含まれている。

ここで考慮すべきなのは、『微妙經』には「焰曼德迦明王」（大威德明王）を用い

て「調伏法」を行うという記述（T 889, 18: 550b19-21）が存在していることである。ただし、『微妙経』では、「調伏法」が九鉢杵・九鉢鈴とは関連付けられていない。以上のことと踏まえると、日本における「大威徳明王の修法」は、GS 第14章を淵源とする両法具を用いる「鉤召法」が、『微妙経』の影響を受けて「調伏法」に変容した修法という可能性を想定することができる。

6. 結論

本稿では、漢訳經典や中国で撰述された文献に基づいて九鉢杵・九鉢鈴について検討を行うことにより、宋代における両法具の意図と用途の解明を試みた。

第一に、研究対象となり得る經典・儀軌を把握するために、『大正新脩大藏經』を対象として、「九鉢」や「九股」という用語の有無を調査した。その結果、当該の語句に言及しているのは、『微妙経』、GS、HV という宋代に翻訳された三つの密教經典のみであることが判明した。

第二に、中国や日本で撰述された文献を対象として、「九鉢」や「九股」という用語の有無を調査した。その結果、『參記』（1073年）、『鵝珠鈔』（1178年）、『溪嵐拾葉集』（1348年）、『大日經疏演奥鈔』（1398年）といった日本の学僧の著作に、九鉢杵・九鉢鈴に関する記述が存在することが明らかになった。これとは対照的に、中国の学僧の著作には、両法具に言及する箇所は皆無であった。

第三に、『參記』の記述を根拠として、宋代では九鉢杵・九鉢鈴が「祈雨法」と「佛牙供養」の際に用いられていたことが判明した。さらに、『參記』における「八大忿怒尊形」が鑄付けられた九鉢鈴に関する記述と、『微妙経』における九鉢鈴を「忿怒変化明王鈴」と説明する記述と、敦煌から出土した『八大明王儀軌』における尊格の構成とを根拠として、当該の法具の九鉢は「阿闍如來と八大明王」を表現していると推測した。

第四に、両法具を用いる修法が GS 第14章を典拠としていることを論証した。同章では、各々の明王が個々の修法と関連付けられており、「祈雨法」の際には「大力明王」の明呪を唱えることになっている。そのため、九頭龍杵・九頭龍鈴は、同章を典拠とする「祈雨法」に特化した法具であると判断することができる。他方、日本密教における両法具を用いた「大威徳明王の修法」（調伏法や勝軍法）も、その淵源は GS 第14章に基づく修法であると推定することができる。

〈註〉

- (1) GS や HV といった本格的な後期密教經典が伝播しなかったインドネシアからは、九鉢杵や九鉢鈴が出土していない。なお、同国における金剛杵・金剛鈴の出土状況に関しては、松長潤慶氏（高野山大学教授）から御教示いただいた。記して感謝いたします。
- (2) 「大威徳明王の修法」に関しては、佐和隆研編1975『密教辭典』法藏館: 454と、国史大辭典編集委員会編1987『国史大辭典』8、吉川弘文館: 694を参照。
- (3) 『微妙經』には、「大威徳明王」という語句は記されていないが、同一の尊格を指す「焰曼德迦明王」(Yamāntaka) という語句は存在する。同經典には、同尊格の尊容に関する記述 (T 889, 18: 551b9-14) は存在するが、九鉢杵や九鉢鈴とは関連付けられていない。
- (4) 奈良国立博物館 [1993] に掲載されている作例のうち、No. 133 (明代の金銅九鉢鈴) と No. 284 (元～明代の金銅九鉢杵) の画像に関しては、「東京国立博物館 画像検索」の公式 Web サイトにて閲覧可能である (前者の画像番号は E0135278、後者の画像番号は E0135239)。なお、紙幅の都合上、本稿では文献資料に基づく九鉢杵・九鉢鈴に対する考察を中心としているため、両法具の実作例の検討については今後の課題としたい。
- (5) 当該の九頭龍鈴に関しては、奈良国立博物館 [1993: 59] と頬富 [1988: 28] を参照。なお、この九頭龍鈴には、山名貫義 (1836～1902年) という日本画家による模写が存在しており、そこには「高野山什寶 傳空海請來 九鉢鈴」と記されているため、19世紀の高野山では当該の作例が平安時代に伝来したと考えられていたようである。また、山名氏による模写 (画像番号: C0022302) は、「東京国立博物館 画像検索」にて閲覧可能である。なお、当該の模写の作者が山名氏であるという情報は、「文化遺産オンライン」の公式 Web サイトにおける「高野山九鉢鈴・独鉢鈴・五鉢鈴模写図」の概要に記されている (<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/445364>. Accessed February 28, 2023)。
- (6) 龍と祈雨法の関係性については、トレンソン [2016: 32] を参照。
- (7) HV の訳出年に関しては、後掲する『參天台五臺山記』の記述が根拠となるため、同文献からの引用文を検討する際に詳述する。
- (8) 当該箇所に関しては、松長 [1998: 18 n. 7] によって、第8偈と第9偈との間に混乱があることが指摘されている。そのため、本稿の Skt. では、「第8偈の C・D 句」と「第9偈の C・D 句」とを入れ替えることで、テクスト上の問題の解決を図った。なお、同經典のテクスト上の問題に関しては、菊谷竜太氏（高野山大学准教授）から御教示いただいた。記して感謝いたします。
- (9) ここでの「五仏」とは、阿闍、毘盧遮那、宝幢、不空成就、無量寿という構成である。
- (10) *vibhūṣitam] em.; vibhūṣitam Matsunaga 1978.*
- (11) ここでの「五部族」とは、阿闍、毘盧遮那、無量光、宝生、不空成就という五仏を中心とした五つの部族のことである。なお、当該箇所の Skt. には「不空成就」という名称は用いられていないが、当該箇所の漢訳 (T 892, 18: 601b4) には同尊格の名称が記されている。
- (12) *uttamam] Farrow and Menon 1992; uttamam Snellgrove 1959*
- (13) 書誌情報に関しては、「①文献名、②分類番号、③撰述者、④宗派、⑤撰述年」の順で表記した。なお、④が不明な場合には、「宗派不詳」と表記した。また、⑤が不明な場合には、「年代不詳」と表記した上で、③に撰述者の活動年代を記載した。
- (14) 『瑜伽燄口註集纂要儀軌』では、『微妙經』の記述 (T 889, 18: 543b26-c1) が、本文 (X 1084, 59: 330b2-6) の中に引用されている。なお、本稿では紙幅の都合上、特に重要と判断した場合を除いて、テクストや和訳の引用は割愛する。

- (15) 『微妙經』への言及箇所については、徳重 [2021: 137 (18)-131 (24)] の [6-A-1] ~ [6-D-3] を参照されたい。
- (16) 『鵝珠鈔』には、『秘密雜要鈔』・『秘雜要鈔』・『雜要鈔』・『雜葉鈔』・『心目鈔』といった異称が存在する (Cf. 小野玄妙編『仏書解説大辞典』2 [改訂版], 大東出版社: 25)。なお、『鵝珠鈔』(『真言宗全書』36: 148b16-149a4) では、金剛杵と金剛鈴の種類について整理されており、その記述が光宗(天台宗)と果宝・賢宝(真言宗)という後代の高名な学僧に引用されている。両者による『鵝珠鈔』からの引用箇所については、徳重 [2021: 135 (20), 132 (23)] の [6-A-4], [6-A-13], [6-D-1] を参照されたい。
- (17) 『大日經疏演奧鈔』には、先述した『微妙經』における金剛杵・金剛鈴の形状の意図に関する記述が引用されている。当該の引用箇所に関しては、徳重 [2021: 135 (20)] の [6-A-5] を参照されたい。また、『大日經疏演奧鈔』の撰述年に関しては、徳重 [2021: 113 (42)-112 (43) n. 6] を参照されたい。
- (18) 『瑜伽燄口註集纂要儀軌』では、GS の記述 (T 885, 18: 479a22-24) が、本文 (X 1084, 59: 331c21-24) の中に引用されている。
- (19) GSへの言及箇所については、徳重 [2021: 138 (17)] の [4-A-1] と [4-B-1] を参照されたい。
- (20) 『法海觀瀾』では、HV の記述 (T 892, 18: 592b4-10, 593b7-17, 594c5-9) が、本文 (B 131, 24: 72b18-73a9) の中に引用されている。
- (21) 『瑜伽燄口註集纂要儀軌』は、HV の経題に五回 (① X 1084, 59: 324c5-7; ② 327a2-4; ③ 327b13-14; ④ 328b18-22; ⑤ 331a1) 言及しており、次の箇所 (② T 892, 18: 588b21-22; ③ 588b14 or 601a17; ④ 587c25-29, 593b7-8, 591c8-9; ⑤ 595a3-4) を引用している。なお、①に関しては、HV には対応する記述が存在せず、実際には中国天台宗の志磐が1269年に著した『佛祖統紀』(T 2035, 49: 295b21-22) からの引用文である。
- (22) 『地藏菩薩本願經科注』では、HV の記述 (T 892, 18: 592b12-13) が、本文 (X 384, 21: 657b4) の中に引用されている。
- (23) HVへの言及箇所については、徳重 [2021: 129 (26)-128 (27)] の [8-A-1] ~ [8-B-1] を参照されたい。
- (24) 成尋の生没年・家系・事績に関しては、藤善 [2006: 3-18] を参照。
- (25) 本稿では、王 [2009] による校訂本の読みを採用した。引用文中の下線は、筆者が加筆したものである。なお、他の諸本における対応箇所は、『大藏經補編』32: 405b20-c4, 『大日本佛教全書』115: 147b5-15, 平林 [1978: 254 II. 2-7] である。また、当該箇所の現代語訳が、藤善 [2011: 393] と齊藤 [2015: 190-191] に存在する。
- (26) 藤善 [2011: 393] は、当該箇所を「その作法は全く異っていた。常徒の用いるのは九鉢杵であり」と翻訳しているが、これは同氏が底本とした『大日本佛教全書』(其作法全異。常徒所用九鉢杵)に基づくものであろう。齊藤 [2015: 191] も同様の翻訳である。これに対して、王 [2009] の校訂に基づけば、「その作法は常徒とは全く異っていた。用いるのは九鉢杵であり」という翻訳になる。前後の文脈から判断して、ここでは王 [2009] の校訂の方が妥当である。
- (27) HV の漢訳に関しては、宋代の訳經目録である『大中錄』・『天聖錄』・『景祐錄』(982~1037年までの期間) には記載されておらず、元代の訳經目録である『至元錄』には訳出年が記されていないことから、翻訳された時期が不明であった。同經典の訳出年に関しては、『參記』に「至和元年」と記されていることから、「1054年」であることが判明した。なお、この訳出年は、漢訳者である法護の生没年(963~1058年)や、982~1037年の期間には同經典が訳出されていないことと符合し

ており、信憑性が高いと考えられる。

- (28) 藤善 [2011: 395 n. 4] は「成尋の誤解であろうか。底本考証に指摘するとおり、俱生義品第二十には「無名指節、如九鉢杵」とあり、金剛薩埵の無名指節、つまりくすり指が九鉢杵のようだとある」と主張している。しかし、前掲した HV の Skt. から判断して、ここでの「無名指節」とは「薬指の付け根」(anāmikā-mūla)のことである。そのため、成尋は当該箇所の内容を正しく理解していたと判断することができる。なお、齊藤 [2015: 238 n. 87] も当該箇所を注記しているが、同經典の文章を誤って解釈している。
- (29) 厳密には、「祈雨法」自体は3月2日に開始され、3月6日に終了しているが、3月9日から瑤津亭内の拝観が行われ、宮中から退出したのは3月12日であるため、本稿では「同月2~12日」と表記した。なお、曹 [2014: 68-71] が指摘するように、「祈雨法」の効験が現れた時期については、『参記』と他の文献とでは齟齬があることから、成尋が自身の業績を誇張している可能性も存在する。
- (30) 『参記』の3月2日付の日記に従えば、皇帝の御殿の北には大きな池があり、その池の中にあるのが「瑤津亭」という皇帝の念誦堂である (Cf. 藤善2011: 297)。また、開封宮城における「瑤津亭」の配置については、森公章 [2013: 39 図1] を参照。
- (31) 『参記』には「闇梨」としか記されていないが、前後の文脈を根拠として、直前に言及されていた「省賢闇梨」のことを指していると判断した。
- (32) 『参記』における九鉢杵・九鉢鉢の箇所は、三崎 [1992: 91-92] でも検討されているが、「八大明王」の構成には言及されていない。また同氏は、両法具の典拠として『微妙經』を挙げているが、同經典には「八大明王」という杵組みが説かれてはいないという問題点が存在する。
- (33) 「十大明王」に関する概要については、森雅秀 [1991] を参照。
- (34) 『参記』における1073年3月9日付の日記に関しては、『大藏經補編』32: 400c1-401a16, 『大日本佛教全書』115: 136a13-137b4, 平林 [1978: 236 l. 1-237 l. 11], 王 [2009: 599 l. 8-601 l. 12] に対応箇所が存在する。また、当該箇所の現代語訳が、藤善 [2011: 329-331] と齊藤 [2015: 30-34] に存在する。
- (35) 『十忿怒經』は非常に短い經典であり、「八大明王」に関する記述も同經典全体に散在しているため、各明王の所在に関する情報は割愛する。
- (36) 『参記』では、「八大明王」の一尊が、「不動」ではなく「不動尊」と表記されている。GSでは当該の明王は複数箇所に登場するが、「不動」ではなく「不動尊」と表記されているのは一箇所 (T 885, 18: 487c23-24. 想虛空金剛 日輪曼拏羅 中現不動尊 忿怒明王像)のみである。当該の GS 第13章における「八大明王」の箇所 (486a16-c2, 487b1-488a20) では、各々の明王の觀想法が説かれており、その面相や持物に関する情報が記されている。そのため、瑤津亭における「八大明王」の画像の典拠は、GS 第13章である蓋然性が高いと判断することができる。ただし、幾つかの持物や裝身具に関しては、『参記』では言及されているが、GSには記されていないため、同經典のみに基づいて瑤津亭の画像が作成された訳ではない。
- (37) MJ 第2章における「八大明王」の箇所 (T 890, 18: 561c6-11) には、「八大明王」と方位との対応関係も記されている。
- (38) 『十忿怒經』と MJ とにおける明王の登場順は共通しているが、それらは GS 第13章とは相違している。そこで当該の「表1」では、明王の名称の前に各經典における登場順を表す番号を付した上で、GS 第13章を基準として並び替えた。
- (39) Cf. 田中 [1996: 126, 114].

- (40) 田中 [1996: 123] が指摘しているように、『八大明王儀軌』における五大薩埵は、GS の五仏に相当する。なお、「金剛智慧薩埵」と阿閦如来とが対応することに関しては、川崎一洋氏（高野山大学特任准教授）から御教示いただいた。記して感謝いたします。
- (41) 『八大明王儀軌』における各尊格の名称・身色・持物などについては、田中 [1996: 116] を参照。
- (42) 『參記』には「吒紇明王は不動尊の如に頭に三つの觸が有る」(Cf. 藤善2011: 330) と記されているが、GS 自体には対応する記述が存在しない。これに対して、『八大明王儀軌』における「八大明王」は、共通して「觸體の頭飾」を有している (Cf. 田中1996: 122-119)。
- (43) 当該箇所の和訳については、松長 [1998: 119] を参照。
- (44) 当該箇所の和訳については、松長 [1998: 115-116] を参照。

〈略号表〉

- B 『大藏經補編』（台北：華宇出版社）
 em. emendation (筆者が想定する読み)
 n. note (注記)
 Skt. Sanskrit (サンスクリット語)
 T 『大正新脩大藏經』
 X 『卍新纂大日本統藏經』

〈参考文献〉

- 王麗萍
 [2002] 『宋代の中日交流史研究』勉誠出版。
 [2009] 『新校參天台五臺山記』上海古籍出版社。
- 川崎一洋
 [2007] 「大理国時代の密教における八大明王の信仰」『密教図像』26: 48-61。
- 北村太道
 [2021] 「寺院莊嚴と密教法具 一ラダックを中心にー」『チベット密教儀礼の研究 一文献と現地調査による解明ー』起心書房: 477-542。
- 齊藤圓真
 [2010] 『參天台五臺山記』I (改訂版), 山喜房佛書林。
 [2006] 『參天台五臺山記』II, 山喜房佛書林。
 [2010] 『參天台五臺山記』III, 山喜房佛書林。
 [2015] 『參天台五臺山記』IV, 山喜房佛書林。
- ステイブン・トレソル
 [2016] 『祈雨・宝珠・龍 一中世真言密教の深層ー』京都大学学術出版会。
- 曹星
 [2014] 「成尋の在宋活動についての一考察 一宮廷における祈雨を中心にー」『朝日大学一般教育紀要』39: 67-77.
- 武内孝善
 [1976] 「宋代翻訳經典の特色について 一附・宋代翻訳經典編年目録ー」『密教文化』113: 27-53。
- 田中公明
 [1996] 「敦煌出土の八大明王儀軌について」『密教文化』195: 126-113。

徳重弘志

[2021] 「日本中世・近世における「宋代翻訳密教經典」の受容について」『密教文化』247: 148 (7)–109 (46).

奈良国立博物館監修

[1993] 『密教法具』(復刻版), 臨川書店.

平林文雄

[1978] 『參天台五臺山記 校本並に研究』風間書房.

藤善眞澄

[2006] 『參天台五臺山記の研究』(関西大学東西学術研究所研究叢刊26), 関西大学出版部.

[2007] 『參天台五臺山記』上 (関西大学東西学術研究所 訳注シリーズ12-1), 関西大学出版部.

[2011] 『參天台五臺山記』下 (関西大学東西学術研究所 訳注シリーズ12-2), 関西大学出版部.

松長有慶

[1998] 『秘密集会タントラの研究』(松長有慶著作集5), 法藏館.

三崎良周

[1992] 『成尋阿闍梨と北宋の密教』『密教と神祇思想』創文社: 65–97.

森公章

[2013] 『成尋と參天台五臺山記の研究』吉川弘文館.

森雅秀

[1991] 「十忿怒尊のイメージをめぐる考察」, 立川武藏編『講座 仏教の受容と変容3 一チベット・ネパール編一』校成出版社: 293–324.

賴富本宏

[1988] 「金剛鈴について」『密教学』24: 23–34.

Farrow, George W. and I [ndu] Menon

[1992] *The Concealed Essence of the Hevajra Tantra. With the Commentary Yogaratnamālā*. Delhi: Motilal Banarsidass.

Matsunaga, Yūkei (松長有慶)

[1978] *The Guhyasamājatantra*. Osaka: Toho Shuppan.

Snellgrove, David L.

[1959] *The Hevajra Tantra. A Critical Study*, Part I, Introduction and Translation; Part II, Sanskrit and Tibetan Texts, London Oriental Series 6. London: Oxford University Press.

The Mikkyō Zuzō

Vol. 42 December 2023

Contents

Frontispieces

Articles

- | | |
|--|----|
| Takafumi Ujiro : The Acceptance of the Eight Great Bodhisattvas
in the Collection of Enryaku-ji Temple and its
Significance | 1 |
| <hr/> | |
| Mizuho Sugimoto : On the Transition of Śrī/Lakṣmī images :
From the Lotus Pedestal to the Lotus Seat | 1 |
| <hr/> | |
| Miho Kimura : Aizen Myō-o and Four-armed Vajrasattva
in the Ritual Texts of The Sarvatathāgata-
Tattvasaṃgraha-Sūtra (Kongōchō-kyō) System | 12 |
| <hr/> | |
| Hiroshi Tokushige : The Intentions and Uses of the Nine-pronged
Vajra and Nine-pronged Bell in the Song
Dynasty | 25 |
| <hr/> | |
| Dai Ying : A new iconographical interpretation of 'gakido' in
'rokudo-e' (painting of six paths) of new shinchion-in
temple versioy | 40 |
| <hr/> | |
| In Memoriam: Professor Yukei MATSUNAGA | 21 |
| <hr/> | |
| Exhibition Reports | 29 |
| <hr/> | |
| Miscellaneous News | 37 |

Edited by

The Association for the Study of
Buddhist Iconography
Kyoto, Japan

目 次

延暦寺藏阿弥陀八大菩薩像の
受容とその意義

宇代 貴文

シユリー／ラクシュミー女神像の
変移について

杉本 瑞帆

——蓮台から蓮華座へ——

『金剛頂經』系儀軌における
四臂金剛薩埵と愛染明王

木村 美保

宋代における九鉢杵・九鉢鈴の
意図と用途

徳重 弘志

新知恩院本「六道絵」の「餓鬼道幅」に
関わる図像学的新解釈

戴 鶩

密教図像学会元会長 故 松長有慶先生追悼文

40

25

12

1

彙報
展観記録

表紙＝天刑星（部分）（奈良国立博物館蔵
辟邪絵）
カット＝功德天（奈良国立博物館 大隨求曼荼羅諸尊等図像
部分）



任委員会の議を経て、これを決定する。論文等は、原則として、全て投稿による。ただし常任委員会は必要に応じて原稿を依頼することができる。

2 常任委員会の機能

常任委員会は論文等の採否を決定する。また、原稿の内容、表現等についての問題点を著者に指摘し、再検討をうながすことができる。

3 査読委員の委嘱

①常任委員会は、投稿論文の内容に応じて、その主題の当該分野または隣接分野を専攻する会員から査読委員を委嘱する。また必要に応じて、会員以外の研究者に査読を委嘱する」ともできる。

②査読委員の氏名は公開する。ただし個々の投稿論文の査読委員の氏名は特定しない。

③著者と師弟関係にある者等は、その論文の査読委員になることはできない。

4 論文の査読

査読委員は、新知見の有無、論述内容の妥当性、論述形式の妥当性などを勘案して論文を審査し、その結果を文書によって常任委員会に報告する。

5 論文の採否の決定

常任委員会は、査読委員の審査結果の意見を

尊重して、論文の採否を決定し、その結果と理由を投稿者に通知する。

6 投稿者からの質問への対応

査読結果および採否についての著者からの質問に対しても、常任委員会と査読委員は一切応じられない。

執筆者紹介

宇代 貴文 比叡山国宝殿学芸員

杉本 瑞帆 龍谷大学非常勤講師

木村 美保 大正大学総合佛教研究所研究員
徳重 弘志 高野山大学密教文化研究所専任研究員

戴 鶯 龍谷大学大学院博士後期課程

査読委員（敬称略。五十音順）

安藤佳香 石川知彦 入澤 崇 川崎一洋

佐々木進 津田徹英 内藤 栄

那須真裕美 野口圭也 肥田路美

宮治 昭 森 雅秀

令和五年十一月十日 印刷
令和五年十二月二十日 発行
密教図像 第四十二号
編集代表 森 雅秀
発行 密教図像学会
〒590-1122 石川県金沢市角間町
金沢大学人文学類比較文化学研究室
E-mail: mazugakai@mail.com
学会ホームページ: <http://zuzojo.jp>
ゆうちょ銀行口座01010-9-17017

発行所

株式法

藏館

〒600-8133 京都市下京区正面烏丸東入
電話 (075) 343-15656
ISBN 978-4-8318-0442-6 C3371